

栃木県警察災害派遣隊設置要綱の制定について（例規通達）

（平成24年10月24日）

（栃備二第3号ほか）

国内において大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合における都道府県警察相互間の援助については、これまで、「栃木県警察広域緊急援助隊の設置及び運用について」（平成18年3月28日付け栃備二発第1号他例規通達。以下「例規通達」という。）に定めるところにより対応してきたところであるが、この度、平成23年3月11日に発生した東日本大震災における反省・教訓を踏まえ、災害に係る危機管理体制を見直し、大規模災害の発生時における広域的な部隊派遣態勢を拡充するため、別添のとおり「栃木県警察災害派遣隊設置要綱」を制定し、大規模災害の発生時に被災地等において活動する栃木県警察災害派遣隊を設置することとしたので、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、上記例規通達については、平成24年10月24日をもって廃止する。

別添

栃木県警察災害派遣隊設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、国内において大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合（以下「大規模災害発生時」という。）に、被災地又は被災が予想される地域（以下「被災地等」という。）において活動する栃木県警察災害派遣隊の設置、運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 設置

栃木県警察本部に栃木県警察災害派遣隊を置く。

第3 部隊構成

栃木県警察災害派遣隊は、大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣され、かつ、原則として派遣先の都道府県警察から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく活動する即応部隊と、大規模災害発生時から一定期間が経過した後に長期間にわたり派遣される一般部隊により構成する。

第4 任務

栃木県警察災害派遣隊は、次に掲げる活動を任務とする。

(1) 情報の収集及び連絡

- (2) 避難誘導
- (3) 救出救助
- (4) 検視、死体見分、身元確認等の支援
- (5) 緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導
- (6) 行方不明者の捜索
- (7) 治安の維持
- (8) 被災者等への情報伝達
- (9) 被災地等における活動に必要な通信の確保及び情報技術の解析
- (10) 警察災害派遣隊のための宿泊所の手配並びに物資の調達、管理及び搬送
- (11) (1)から(10)までに掲げるもののほか、派遣先の都道府県警察の長が特に指示する活動

第5 編成

1 即応部隊

(1) 部隊及び活動

即応部隊は、次のアからオまでに掲げる部隊をもって編成し、それぞれアからオまでに掲げる活動を行う。

ア 広域緊急援助隊（警備部隊）

被災情報の収集及び連絡並びに被災者の避難誘導及び救出救助

イ 広域緊急援助隊（交通部隊）

交通情報の収集及び連絡、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導その他被災地等における交通警察活動

ウ 広域緊急援助隊（刑事部隊）

検視及び死体見分等

エ 広域警察航空隊

警察用航空機による被災情報の収集及び連絡、被災者の救出救助、救援物資の輸送等

オ 緊急災害警備隊

被災者の救出救助、行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他被災地等における警備警察活動及び派遣先の都道府県警察の長が特に指示する活動

(2) 隊員

警察本部長は、本県警察職員をもって上記(1)アからオまでに掲げる部隊を編成する。

2 一般部隊

(1) 部隊及び活動

一般部隊は、次のアからカまでに掲げる部隊をもって編成し、それぞれアからカまでに掲げる活動を行う。

ア 特別警備部隊

行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他被災地等における警備警察活動及び派遣先の都道府県警察の長が特に指示する活動

イ 特別生活安全部隊

相談活動並びに行方不明者相談情報の収集及び整理

ウ 特別自動車警ら部隊

警ら用無線自動車による警戒、警ら、活動現場における広報等

エ 特別機動捜査部隊

事件発生時における初動捜査等捜査車両を用いた捜査活動

オ 身元確認支援部隊

死亡の蓋然性が高い行方不明者の家族等からの身元確認に資する情報及び資料の収集

カ 特別交通部隊

信号機の滅灯に伴う交通整理その他被災地等における交通警察活動

(2) 隊員

警察本部長は、本県警察職員をもって上記(1)アからカまでに掲げる部隊を編成する。

第6 運用

1 指揮等

栃木県警察災害派遣隊の隊員は、派遣先の都道府県警察の長の指揮を受ける。

2 即応部隊の自活

即応部隊を構成する部隊は、原則として、派遣先警察等からの宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく、自らが用意した食料、飲料水等により自活して活動する。

第7 細目的事項

本要綱に定めるもののほか、栃木県警察災害派遣隊の編成、運用上の留意事項その他の細目的事項については、別に定める。